

発表者各位

【プレゼンテーションのガイドライン】

1 著作権関係における禁止・遵守・注意事項

- (1) 音楽は原則として使用しないこと。
 - ・発表において必要不可欠な場合は使用してもよいが、あらかじめ関係する著作権及び著作権隣接権の権利者から全ての必要な許諾を得ておくこと。許諾を得ていることを主催者あるいは連絡先に知らせておくこと。
- (2) 他人が撮影した写真・映像は使わないこと。
 - ※インターネット上で「著作権フリー」として公開されていると表記のある写真・映像・音楽であっても、著作権／著作権隣接権の許諾がされているか不明なものがあるため使用しないこと。
- (3) 神社・仏閣、美術品・古美術品、映画のシーンなどは 自分が撮影した写真や映像であっても絶対に使用しないこと。
 - ・美術品や映画のシーンは自分が撮影した写真や映像であっても著作権（複製権等）の侵害となる場合がある。
 - ・神社・仏閣、古美術品などは著作権が消滅している場合であっても所有者権や所蔵者から利用許諾契約の締結が求められる場合がある。
- (4) 本の表紙や絵を利用する場合には、出版社に問い合わせしてから指定された条件に従って使用すること。
- (5) 引用に際しては、次の各点を遵守すること。
 - ・引用の目的上正当な範囲内にとどめること（全文引用など当該他人の著作物全部との関係で無用に広い範囲の引用をしないこと）。自己が創作した表現部分（オリジナル部分）と他人の著作物である表現部分（被引用部分）を明瞭に区別すること
 - ・量・質ともに、被引用部分が『従』でオリジナル部分が『主』の関係となる記述とすること
 - ・公正な慣行に従うこと（特に出典の明示）

※参考：引用の際の出典明示例

引用例(1)

画像コンテンツ中に、同時に引用であることを表示する場合。

引用物

[1] Naoki Yamanaka et al., *IEICE ELEX*, Vol. X, No. X, pp. XX-YY, (2013).

画面

引用例(2)

画像コンテンツ中に、引用であることを明確に表示し、別のスライド等で引用文献をまとめて表示する場合。



Ref. [1] N. Yamanaka et al.

画面1

本コンテンツでの引用文献

[1] N. Yamanaka et al., *Electron. Lett.*, Vol. X, No. X, pp. XX-YY, (2013).
[2]
[3]

画面2

- (6) 論文と異なり単行本の図や表をそのまま引用する場合は注意すること。
単行本の図や表は出版社が作成して、出版社が著作権を有しているケースがあるため、
文章の著者から許諾を得ただけでは図や表を適法に利用できない場合もあることから、
出版社に確認して、必要な許諾を得ること。

2 その他プレゼンテーションにおける注意事項

- (1) 本会や他人の名誉を毀損したり、その機密情報を漏洩したり、個人情報などを漏洩するなど他人のプライバシーを侵害したりしないこと
- (2) 他人の肖像権、著名人の肖像にかかるパブリシティ権を侵害しないこと
- (3) 差別的表現、その他社会通念に照らし不適切な表現をしないこと
- (4) 別途、譲渡手続きをした場合を除き、プレゼンテーション資料の著作権は発表者に帰属する。その一方で、当該資料が第三者の権利又は法律上保護される利益の侵害問題を生じさせた場合、発表者が一切の責任を負うことになるため、そのような事態とならないよう注意すること。

以上